

公立大学法人金沢美術工芸大学私費外国人留学生支援奨学金給付規程

令和3年4月1日

規程第109号

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）が、優秀な私費外国人留学生を奨励し、本学に招き入れることにより、本学の教育水準の高度化とグローバル化を推進し、国際的に活躍できる人材を育成、輩出することを目的に、私費外国人留学生支援奨学金（以下「奨学金」という）の給付に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、私費外国人留学生とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1に定める留学の在留資格を有する者（予定者を含む。）で、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者をいう。

(奨学金の給付)

第3条 理事長は、本学大学院修士課程に入学する私費外国人留学生であって、大学院修士課程入学者選抜試験の成績が入学者の上位2分の1の範囲に属する者に対して、予算の範囲内で奨学金を給付するものとする。

(給付額及び給付の時期)

第4条 奨学金は、年額178,600円とする。

2 奨学金の給付は、前期（4月1日から9月30日までの期間をいう。）及び後期（10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において給付する額は年額の2分の1に相当する額とする。

(給付期間)

第5条 奨学金の給付期間は、最長2年間とする。ただし、奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という）の入学年次における学業成績が、金沢美術工芸大学日本学生支援機構奨学生推薦選考における推薦順位決定基準（平成22年内規第6号）を満たさない場合は、その者は次年度以降における奨学金の受給資格を失う。

(奨学生候補者の決定)

第6条 理事長は、大学院運営委員会の意見を踏まえ、当該年度の入学者から奨学生候補者を決定する。

(奨学金の申請)

第7条 奨学生候補者は、理事長が別に定める期日までに、給付申請書(様式第1号)を理事長に提出するものとする。

(給付の可否の決定)

第8条 理事長は、給付申請書を受理した後、奨学金の給付の可否を決定し、当該申請者にその結果を給付決定通知書(様式第2号)又は却下通知書(様式第3号)により通知する。

(給付の停止)

第9条 理事長は、奨学生が休学の許可を受けた場合は、奨学金の給付を停止することができる。

(給付の取消し)

第10条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の受給資格を取り消すことができる。

- (1) 学業成績又は性行が不良となった場合
- (2) 退学した場合
- (3) 除籍又は懲戒処分を受けた場合
- (4) その他理事長が奨学金の給付の取消しを適当と認める場合

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

給 付 申 請 書

（あて先）公立大学法人金沢美術工芸大学 理事長

私は、貴学に対し、金沢美術工芸大学私費外国人留学生支援奨学金の給付を申請します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

申 請 者	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日生（ 歳）
	現住所	〒 ー		
		電話番号（ ）		
	学籍番号			
	所 属	美術工芸研究科（修士課程） コース 専攻		
国 籍		在留資格		

添付書類

- (1) パスポート（コピー）
- (2) 在留カード（コピー）又は住民票の写し

年 月 日

様

公立大学法人金沢美術工芸大学 理事長

給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった金沢美術工芸大学私費外国人留学生支援奨学金の給付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 給付額 年額178,600円

2 給付期間 2年間

※ 給付期間内であっても、入学年次における学業成績が、金沢美術工芸大学日本学生支援機構奨学生推薦選考における推薦順位決定基準を満たさない場合、奨学金の受給資格を失います。

3 その他

(1) あなたが休学の許可を受けた場合、奨学金の給付を停止することがあります。

(2) あなたが次のいずれかに該当する場合、奨学金の給付を取り消すことがあります。

①学業成績又は性行が不良となった場合

②退学した場合

③除籍又は懲戒処分を受けた場合

④その他理事長が奨学金の給付の取消しを適当と認める場合

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

公立大学法人金沢美術工芸大学 理事長

却 下 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった金沢美術工芸大学私費外国人留学生支援奨学金の給付について、下記の理由により却下しましたので、通知します。

記

（理 由）